

沖縄県立泡瀬特別支援学校PTO+ 運営の手引き

令和8年5月改正

第1条 名称

名称は、沖縄県立泡瀬特別支援学校PTO+(Parent Teacher Organization:応援団+ +=地域の略)とする。

第2条 事務局

本会の事務局は、沖縄県立泡瀬特別支援学校におく。

第3条 会員・協力会員

本会の会員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者ならびに学校職員をもって組織する。協力会員は、本校児童・生徒・卒業生の保護者ならびに地域社会において協力を希望する者をもって組織する。

第4条 目的と方針

本会は、保護者と学校職員とが協力して教育目標の達成に努め、教育活動を支援し、児童・生徒の福祉増進をはかると共に、会員相互の親和と研修を深めることを目的とする。また、本会は「できる人が、できる時に、できる範囲で楽しく活動し、児童・生徒、保護者、教職員の笑顔で溢れる学校を目指す」を基本方針とする。協力会員は、会の目的を理解し、応援、協力するものとする。

第5条 事業内容

1. 本校の児童・生徒の教育活動の振興、福祉の増進に関すること。
2. 施設・設備の充実改善に関すること。
3. 学習環境の美化・整備に関すること。
4. 会員相互の親睦および研修に関すること。
5. その他、本会の目的達成に必要な諸事業に関すること。

第6条 役割

本会では以下の役割を分担し、事務局を構成する。

1. 代表 5名 (各学部の在校生保護者よりそれぞれ3名
内1名は主代表を兼務、協力会員より1名、教頭1名)
2. 顧問 2名 (学校長、元PTA会長または元PTO+代表等)
3. 庶務 1名 (学校職員より)
4. 会計 1名 (学校職員より)
※保護者側の会計活動は代表の1人がその役割を担う。
5. 監事 4名 (各学部の保護者より3名、学校職員より事務長1名)

第7条 役割の選出

1. 代表や監事は、茶話会で推薦し、総会の承認を受ける。
2. 庶務、会計は、学校職員の中から代表が委託する。
3. 代表の選出においては、保護者代表の選出ができずに欠員が生ずる場合は、暫定的に学校職員のみでの運用も可とする。
4. 監事の欠員が生ずる場合は、各学部保護者より補充する。

第8条 役割の任務

1. 代表は、茶話会を主催して会を代表し、また、予算執行の決済を行う。
2. 原則として、代表は本会を代表して、各PTA連合会の行事に出席する。
3. 各PTA連合会への会長名報告については、本会の主代表の氏名を報告する。
4. 顧問は本会の会務に関し、代表の求めに応じて助言することができる。
5. 庶務は総会および茶話会の議事を総括し、本会の運営にあたる。
6. 会計は本会の経理にあたる。

【第1号議案】

7. 監事は会計を監査し、結果を総会に報告する。
※役割の任期：役割の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

第9条 会議

1. 総会
総会は、この会の決定機関で、年1回5月に開く。ただし、代表が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
2. 総会は次のことを議決する。
 - ・運営の手引きの制定、並びに改正に関すること
 - ・役割の選出に関すること
 - ・事業計画の承認に関すること
 - ・会務の報告
 - ・その他本会の目的達成のために必要な事項※会議は、全員の過半数出席によって成立し、議決は出席会員の過半数によって決する。
(委任状を含む。)
3. 茶話会は会員（協力会員）で構成する。茶話会の記録や周知事項の配信については主に学校通信アプリ）を活用する。
茶話会は、次のことについて審議し、執行する。
 - ・総会決定の事項について
 - ・予算の執行について
 - ・事業の推進について
 - ・その他、緊急事項について

第10条 主な活動と行事

1. 主な活動
予算、決算に関する事項、その他会務の処理、広報・啓発活動に関する企画運営、PTO+新聞の発行等々、校内美化に関する事項、防災研修・避難方法・防災バッグ等に関する事項、学習支援に関する事項（レインボー：読み聞かせ）、沖縄県肢体不自由特別支援学校PTA連合会と沖縄県特別支援学校PTA連合会、九州地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会と全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会への参画
2. 行事
沖縄県肢体不自由特別支援学校PTA連合会研修会とスポーツ大会、会員相互の学習会、各種歓迎会、スマイルフェア、卒業生を祝う会

第11条 会計

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第12条 協力金

1. 本会の協力金は、本会の活動趣旨に賛同する会員が負担する。協力金は月額550円（一世帯一口）を目安に算定する。兄弟姉妹がいる場合は、上の学年の児童・生徒へ依頼する。訪問学級在籍児童生徒は、月額250円を目安に算定する。学校職員の協力金は月額550円とする。また、卒業生の保護者の協力金は年間1000円とする。
2. 年度途中での児童生徒の転学等や、職員の任期満了等に伴うPTO+協力金の徴収については、全て在籍した月までを算定する。（令和8年度改訂）
3. 教育措置変更児童生徒に伴うPTO+協力金の徴収については、通学生と訪問生で全て在籍した月の金額を算定する。（令和8年度改訂）
4. 納入は、前期・後期の2期納入を原則とする。
(納入方法については、上記の限りではない。令和3年度改訂)
5. 収入額を元に年度内の予算案を計画し、項目ごとに適正に執行する。
6. 地域から寄付金がある場合は、協力金として本会の収入とする。
7. 協力金の残金返金は行わない。残金が出た場合、用途を示して有効活用し年度内で執行する。

【第1号議案】

8. 協力金は泡瀬特別支援学校PTO+の銀行口座で管理し、口座の名義は主代表の氏名とする。

第13条 会計監査

本会の会計は、毎年1回以上の監査を受ける。

第14条 諸帳簿

本会に次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 運営の手引き
3. 会計簿
4. 議事簿
5. その他

第15条 表彰規定

次に該当する者に感謝状を贈呈する。

1. 任期を終了したPTO+代表、および本会の活動において功績のあったもの。

第16条 慶弔費

本会の慶弔は、次の通りとする。

1. 会員に関する弔意金
 - ① 本人 1万円（香典又は供花）
 - ② 児童・生徒 1万円（香典又は供花）
2. 必要に応じ会員の協議によっては慶弔の取り決めを行うことができる。

第17条 運営の手引きの改正

本会の運営の手引きの変更は、総会の議決による。

附則

旧PTA会則

本会則は、昭和60年6月1日より施行する。

平成23年5月21日	一部改正。
平成24年5月19日	一部改正
平成25年5月18日	「第6条 役員」「第10条 部会」一部改正
平成26年5月17日	「第6条 役員」「第12条 会費」一部改正
平成27年5月17日	「第6条 役員」「第7条 役員の選出」「第12条 会費」一部改正
平成28年5月15日	「第10条 部会」一部改正
平成30年5月20日	「第6条 役員」「第8条 役員の任務」一部改正
令和元年5月19日	「第12条 会費」一部改正
令和2年6月1日	「第10条 部会」「第12条 会費」一部改正
令和5年7月25日	「第12条 会費」一部改正
令和6年2月27日	「第12条 会費」一部改正
令和6年5月12日	「第7条 役員の選出」一部挿入
令和6年5月12日	「第12条 会費」一部改正

PTO+運営の手引き

令和7年9月1日	「第1条 名称」一部改正
令和8年5月10日	「第1条 名称」「第3条 会員・協会員」「第4条 目的と方針」 「第5条 事業内容」「第6条 役割」「第7条 役割の選出」 「第8条 役割の任務」「第9条 会議」「第10条 主な活動と行事」 「第12条 協力金」「第14条 諸帳簿」「第15条 表彰規定」 「第17条 運営の手引きの改正」一部改正・一部挿入